

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は東京都西多摩地域の玄関口として、狭小な市域であるが、鉄道5駅が配置されている。人口の流動が多く、高齢化も進展しており、今後の人口は減少傾向で推移するとの予測もあり、現在様々な定住化対策を進めている。

産業構造においては市内1,230事業所の内、従業員数から市内事業所は、ほぼ中小企業である。産業の主体は卸売業・小売業及び医療・福祉であり、事業所数の約39パーセントを占めている。製造業に分類される事業所数の割合は約5.1パーセントである。1事業所当たりの売上金額を算出すると、他の分野に比べ製造業が高く、次いで卸売・小売業、医療・福祉となっている。従業員1人当たりでの売上金額計算では卸売・小売業が最も高く、次いで不動産業・物品賃貸業、製造業となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定することで、中小企業者の先端設備等の導入を促し、活発な事業活動を支援することで市域の経済発展を目指す。

これを実現するための目標として計画期間中に2件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3パーセント以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業分類は多岐にわたり、先端設備等の種類についても多岐にわたることが想定されるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市は市域が狭小であり、事業所の地域的な集積はないため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業分類は多岐にわたるため、全業種及び全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者向けの支援措置である税制支援の適用期間と合わせるため、国が同意した日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、行政の適切な支援となるよう配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。